

県が締結する契約に関する条例の施行状況及び条例概要

1 平成 27 年 4 月 1 日施行【一部施行】

- (1) 「目的」「定義」「基本理念」の施行（第 1 条～第 3 条）
- (2) 契約審議会の設置（第 9 条～第 16 条）

【設置目的】

適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保などの施策に関する重要事項を調査審議するため

【審議会の組織】

審議会は、委員 7 人以内をもって組織し、学識経験者から知事が任命する。

第 1 条 目的

県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条 定義

県契約：工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約、物品購入契約、指定管理協定
特定県契約：工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定のうち規則で定めるもの

第 3 条 基本理念

- (1) 県契約における次に掲げる事項の確保
 - ① 透明性並びに競争の公正性
 - ② 経済性への配慮、ダンピング防止、価格以外の多様な要素の考慮等により、総合的に優れた内容となっていること
 - ③ 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件
- (2) 県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮
 - ① 雇用の確保、中小企業者の受注機会の確保、県産品の利用促進、事業者の専門的技術・伝統的技能の承継（持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組）
 - ② 障がい者等の雇用促進に資する取組、安全安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動（社会的な価値の向上に資する取組）

2 平成 28 年 4 月 1 日施行【本格施行】

- (1) 県の責務、受注者・下請負者等の責務の履行（第 4 条～第 5 条）
- (2) 県における「基本理念の実現を図るための取組」の取りまとめ及び適切な反映（第 6 条）
- (3) 受注者・下請負者等の関係法令の法令遵守（第 7 条）

第 4 条 県の責務

基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進する。

第 5 条 受注者及び下請負者等の責務

基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行する。

第 6 条 基本理念の実現を図るための取組のとりまとめ等

基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を県契約の締結又は履行に際して適切に反映させる。

- ① 第 3 条第 1 項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組
(現在の例：入札結果等の公開、県営建設工事の予定価格の事前公表・低入札価格調査制度)
- ② 第 3 条第 2 項各号に掲げる取組を促進するための県の取組
(現在の例：建設工事の総合評価落札方式条件付き一般競争入札における県内居住者の新規雇用の加点評価、県営建設工事競争入札参加資格審査における「いわて地球環境にやさしい事業所認定取得」の加点評価)

第 7 条 受注者及び下請負者等の法令遵守

- ① 最低賃金法第 4 条第 1 項（最低賃金以上の賃金の支払）
- ② 健康保険法第 48 条（被保険者の資格取得に係る届出）
- ③ 厚生年金保険法第 27 条（被保険者の資格取得に係る届出）
- ④ 国民健康保険法第 9 条第 1 項及び国民年金法第 12 条第 1 項（被保険者の資格取得に係る届出）
- ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項（保険関係の成立に係る届出）
- ⑥ 雇用保険法第 7 条（被保険者となったことの届出）

3 平成 29 年 4 月 1 日施行【完全施行】

(1) 特定受注者からの賃金支払及び社会保険加入状況の報告受理（第 8 条）

第 8 条 特定県契約に係る措置

- (1) 法令遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者*に対し、報告を求めることができる。
- (2) この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。

※ 特定受注者：県と特定県契約を締結した者

※ 特定県契約の要件（条例施行規則）

種 類	金額の要件
1 工事の請負に係る契約（契約期間が 6 月超のもの）	予定価格が 5 億円以上
2 業務（清掃、警備、駐車場の管理、施設における来訪者の受付又は設備の運転及び保守に係る業務のいずれかを含むものに限る）を委託する契約（契約期間が 6 月超のもの）	予定価格が 3,000 万円以上
3 公の施設の管理（清掃等業務を含むものに限る）に係る協定（指定管理者の指定期間が 6 月超のもの）	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が 3,000 万円以上

4 見直し規定

【附 則】

知事は、この条例の施行後 3 年（平成 30 年度末）を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。